

なんたん

No. **4**

平成19年春号

南丹市農業委員会だより

美しいふるさと
だあしすきっ!!



南丹市産地づくり事業について……………	2~3
いきいき南丹の農業……………	4~5
認定農業者って何?……………	6
農業委員会のうごき……………	7
なんたんあっちこっち……………	8
編集後記……………	8

「美しい国づくり」と言われていますが、都会はいざ知らず、日本の「ふるさと」はとっても美しく、子どもたちもキラキラ輝いています。

今年から、農地・水・環境対策が始まります。地域のみんなでふるさとのことを考え、この子達が、いつまでも誇りに思える美しいふるさとを、いつまでも大切にしたいですね。

平成19年度 産地づくり交付金等の内容決まる

米の生産調整対策の大きな柱である、平成19年度の南丹市水田ビジョンと産地づくり交付金等の内容が決まりました。

平成18年度までは、旧町ごとに「地域水田農業推進協議会」があり、旧町それぞれの地域特性に応じ若干の制度の違いがあったのですが、平成19年度からは「南丹市地域水田農業推進協議会」として内容が一本化されました。

その主な内容をご紹介します。

産地づくり交付金の内容は、「土地利用型作物作付奨励」「土地利用型作物出荷奨励」「園芸作物出荷奨励」「担い手支援」「団地加算」「高度利用加算」「高度利用団地加算」の七つのメニューの組み合わせと「新需給調整システム定着交付金」および「米トレスビリティ助成」からなります。取り組みの方法によっては、最大で「六万六千円プラス生産物販売金額の五割」までの助成金となります。少しでも多くの助成金が受け取れるよう、地域で話し合ってください。

産地づくり交付金の交付を受けるには、「生産調整実施者であること」「集荷円滑化対策に係る拠出を行っていること」等が基本的な要件になっています。このほか、各メニューごとに細かな要件が設定されていますので、詳しくは、JA京都各支店、南丹市農林商工課及び各支所産業振興課までお問合せください。

七つのメニュー

■土地利用型作物作付奨励

(内容)

麦、小豆、黒大豆、白大豆、そば、カブを作付けた場合、十[㍗]あたり二万円が交付されます。

(注意事項)

- ①一作物につき、十[㍗]以上作付けされていること。
- ②通常の収穫を上げるのに必要な植栽密度があるとともに、通常の肥培管理が行われていること。

- ③同一年度に水稲を作付けた水田は除く。
- ④六月一日から十月九日の間に作付けがされていること。
- ⑤麦は、当該年度に収穫を行ったもの。

■土地利用型作物出荷奨励

(内容)

麦、小豆、黒大豆、白大豆、そば、カブを、要件を満たす販売先へ出荷した場合、「販売金額(生産者手取額)の五割」が交付されます。

(注意事項)

- ①土地利用型作物作付奨励の助成対象者であり、「出荷」されていること。
- ②生産者から、「月別販売計画」があらかじめ提出されていること。
- ③六月一日から十二月三十一日までに精算(仮払い精算含む)されたもの。
- ④対象出荷先の出荷伝票写し、及び販売金額の納入通知書写しが提出されること。

■園芸作物出荷奨励

(内容)

野菜・花き・花木を、要件を満たす販売先へ出荷した場合、「販売金額(生産者手取額)の三割」が交付されます。

(注意事項)

- ①対象品目は野菜・花き・花木のうち指定された品目であって、「出荷」されていること。
- ②生産者から、「月別販売計画」があらかじめ提出されていること。
- ③六月一日から十二月三十一日までに精算(仮払い精算含む)されたもの。

- ④対象出荷先の出荷伝票写し、及び販売金額の納入通知書写しが提出されること。

■担い手支援

(内容)

土地利用型作物作付奨励に取り組んだ「担い手」は、さらに十[㍗]あたり二万五千円が加算交付されます。

(注意事項)

- ①土地利用型作物作付奨励の助成対象者であること。
- ②南丹市地域水田農業ビジョンにおいて位置づけられた担い手であること。

※「担い手」とは、法定農業者、地域認定農業者および地域認定予定の農業者で、南丹市水田ビジョンの中で位置付けられている者をいいます。

■団地加算

(内容)

土地利用型作物作付奨励対象品目を団地化して作付けた場合、さらに十[㍗]あたり二万円が加算交付されます。

(注意事項)

- ①土地利用型作物作付奨励の助成対象者であること。
- ②作物一[㍗]以上の連担団地を構成しており、一[㍗]は場作物であること。(地域により要件緩和あり)
- ③団地化計画図面があらかじめ提出されていること。

■高度利用加算

(内容)

麦による団地加算の対象者が、団地あ

産地づくり交付金体系



高度利用団地加算	10,000円					
高度利用加算	10,000円	10,000円				
団地加算	10,000円	10,000円	10,000円			
担い手支援	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円		
作付奨励	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	
出荷奨励	(販売額の)5%	(販売額の)5%	(販売額の)5%	(販売額の)5%	(販売額の)5%	(販売額の)3%
	団地+高度利用団地	団地+高度利用	団地	担い手のばら転	ばら転	園芸作物
	55,000円+販売金額の5%	45,000円+販売金額の5%	35,000円+販売金額の5%	25,000円+販売金額の5%	10,000円+販売金額の5%	販売金額の3%
	担い手により小麦を団地化して作付けし、出荷した後、小豆を団地化して作付けて出荷した場合	担い手により小麦を団地化して作付けし、出荷した後、小豆を団地化しないで作付けて出荷した場合	担い手により黒大豆を団地化して作付けて出荷した場合	担い手により黒大豆を団地化しないで作付けて出荷した場合	担い手以外の農家が黒大豆を団地化して出荷した場合	野菜、花き・花木を出荷した場合

※交付金の金額は、10アールあたりの単価です

・それぞれ、本文で説明する要件を満たすものとします。
 ・「新需給調整システム定着交付金」は、これとは別枠で交付されます。例えば、園部地区で「団地+高度利用団地」のパターンで麦の裏作に小豆を作付けた場合は、さらに5,600円が交付されます。

とで小豆、白大豆、そば、カブを作付けし、高度利用した場合、さらに十アールあたり一万円が加算交付されます。

【注意事項】

- ① 麦による団地加算の対象者で、団地あとで、同一年度に、小豆、白大豆、そば、カブを作付けしていること。
- ② 一作物につき、十アール以上作付けされていること。
- ③ 通常の収穫を上げるのに必要な植栽密度があるとともに、通常の肥培管理が行われていること。

■高度利用団地加算

(内容)

麦による団地加算の対象者が、団地あとで小豆、白大豆、そば、カブを団地作付けして高度利用した場合、さらに十アールあたり二万円が加算交付されます。

(注意事項)

- ① 麦による団地加算の対象者で、団地あとで、同一年度に、小豆、白大豆、そば、カブを団地作付けしていること。
- ② 一作物につき、十アール以上作付けされていること。
- ③ 通常の収穫を上げるのに必要な植栽密度があるとともに、通常の肥培管理が行われていること。
- ④ 団地要件は、「団地加算」の要件に準じるものとする。

新需給調整システム定着交付金

旧町の地域水田協議会が「南丹市地域

水田農業推進協議会」として一本化され、水田ビジョンと産地づくり交付金の内容が統一されたとはいえ、広大な面積を有する南丹市において地域の特性は歴然としており、また、これまでその地域特性に応じて取り組んできた産地づくり対策の歴史もあります。

そのため、次の各町ごとに指定した作物については、前述の産地づくり交付金の交付とは別に、十アールあたり五千六百円が交付されます。

なお、注意事項は土地利用型作物作付奨励で示した注意事項に準じます。

町名	作物区分
園部町・八木町	小豆
日吉町	黒大豆
美山町	そば

米トレサビリティ助成

安全・安心な米に対する消費者ニーズに対応して、栽培履歴の記帳に基づく情報開示を進めることにより、売れる米作りが推進されます。

栽培履歴の記帳を行い情報開示に取り組んだ生産者には、十アールあたり四千元が交付されます。

なお、栽培履歴の記帳および情報開示の要件が細かく規定されていますので十分ご確認ください。



田歌地区の状況

自分たちの集落は自分たちの手で
 ~伝統祭事を守りながら~
田歌農事組合
 (美山町田歌地区)
 地区の農家のうち、半数が後継者のいない70代、80代の農家で、集落(ムラ)の存続そのものが心配される美山町田歌地区。
 伝統祭事を守りながら、自分たちの手で村を守ろうとする田歌地区の取り組みを紹介します。

旧美山町では、昭和四十年代に入り、高度経済成長のあおりを受けて過疎化

ほ場整備への取り組み

田歌(とうた)農事組合の活動拠点である美山町・田歌集落は、美山町の東北部、福井県おおい町(旧名田庄村)及び滋賀県高島市(旧朽木村)との県境に位置する地域です。
 美山町の中心地である美山支所までは車で約三十分、南丹市役所(本庁)までは車で約一時間強を要します。
 総戸数は三十二戸、うち農家戸数は十五(他に入り作一)戸(すべて第二種兼業農家)で、水田面積は八・二畝です。

昭和五十年代に入り、美山町が進めた集落の活性化に向けた「意向調査」や「集落座談会」に、田歌地区としても積極的に取り組まれましたが、この地域の農地は由良川や谷川で分断されており、「ほ場整備をするにしても、橋の架設に多くの費用がかかる」「後継者がいない中で多額の出費は耐えられない」など、消極的な意見が多く出されました。しかし、集落リーダーの粘り強い取り組みにより、昭和五十八年から三年を費やしてほ場整備を完成させることができました。
 ほ場整備の実施によって、三十一戸が所有していた水田は、不換地申し出者もあり二十二戸に減るとともに、耕作者は十六戸となりました。



集落営農への取り組み

ほ場整備の完了した昭和五十九年に、トラクター一台、田植え機一台を農事組合で購入し、機械の共同利用が始まりました。個人での農業機械購入をしないことを申し合わせたのもこのころです。
 以来、機械の更新を行いながら、耕起、田植、刈取り、乾燥調整の主要作業は農事組合が作業受託しています。
 乾燥調整は、個人所有の乾燥機・籾摺り機等を借り上げ、農事組合で行っています。

田歌地区農家の現状

年齢層	戸数	耕作面積
30歳代	1戸	31.79アール
40歳代	3戸	138.58アール
50歳代	2戸	90.33アール
60歳代	2戸	95.02アール
70歳代	4戸	195.09アール
80歳代	4戸	146.42アール
計	16戸	697.42アール

全耕作面積の49%

法人化に向けての取り組み

現在、水田面積は約八二〇アールで、うち、他所からの入り作が六〇アール強あります。



▲集落での寄りあい(会議)で熱の入った議論が進められます

耕作者は十六(うち入り作一)戸ですが、うち、七十歳代、八十歳代で後継者のいない農家が半数の八戸。所有農地も半分を占めています。

また、不耕作地も七戸(うち、転出五)、一五三^アあります。

年齢構成だけでは一概に言えませんが、このまま推移すれば数年先には耕作できない農家が出現することになり、ムラの大半の農地が耕作放棄地になってしまいます。

「もはや個人の力では及ばない」「何とかしなければならぬ！」という悲壮な思いから、先祖代々引き継がれてきた田歌の農地を守るために、農事組合での作業受託から一歩進め、より積極的な事業展開を目指して、法人化に向けた取り組みを始めることとなりました。

現在、高野紘組合長(66 農業委員)を中心に、ここ一、二年をめどに法人を立ち上げるべく、地域で話し合いが重ねられています。



田歌農事組合
組合長
高野 紘

田歌の農地は田歌の者で守っていくかないと、誰も手を差し伸べてはくれない。

今は田歌から出て行っている人でも、田歌へ戻ってきてくれたときに農業ができるよう、農地は守っていききたい。

また、田歌出身者以外でも、「田舎で暮らしたい」「田歌に住みたい」というような人は大歓迎で、その人たちのためにも田歌の農地は絶対に守っていかなければならないと考えています。

そのためにも、これまでの作業受託から一歩進め、これからは法人でもって農業経営を進めていきたい。

そして、生産者に喜んでもらえる付加価値の高い農産物づくりに取り組むとともに、販売力の強化など、経営努力もしていかなければならないと考えています。

おしゃまします... イベント・祭事訪問

とうた かぐら 田歌の神楽

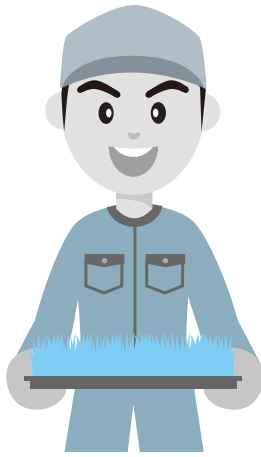
田歌地区では、毎年7月14日、農作物の豊作を願う八坂神社の祭礼「田歌の神楽」奉納が行われます。

祭礼は、祇園祭の時期と重なるため「祇園さんのお祭り」とも呼ばれています。

正午すぎ、集落で持ち回りの「宿」と呼ばれる民家から「天狗」と「鬼」が2匹、「奴」3人、「ひょっとこ」「お多福」「樽負い爺」の役者を先頭に、笛や太鼓、囃子の行列が神社へ向かいます。

境内の神楽堂で太鼓を打ち鳴らしながら滑稽なしぐさの神楽舞が披露され、舞台を取り囲む見物客の笑いを誘います。





認定農業者って、何？

新たな食料・農業・農村基本計画では、意欲と能力のある担い手の育成や確保に積極的に取り組むこととなっており、今後、農業経営に関する国の支援は、「認定農業者」や一定の要件を満たす集落営農などの「担い手」が中心となってきます。

では、「認定農業者」って何なのでしょう。どうしたらなれるのでしょうか。

認定農業者って？

「認定農業者」とは、自らが立てた農業経営改善計画（農業をがんばっていかこうとする五ヶ年計画）が、市町村の認定を受けた農業者（個人または法人）のことを言います。

市町村は、農業者から農業経営改善計画の提出があったときは、市町村の定める「農業経営基盤強化促進基本構想」（基本構想）に照らし合わせ、ここで示している具体的な目標に合致していれば、その計画の認定をします。

計画認定の基準は？

南丹市の基本構想では、計画認定の基準として、おおむね五年後の農業経営の目標を次のように設定しています。

- ① 主たる従事者一人あたりの年間農業所得（売り上げではありません）が四〇〇万円程度
- ② 主たる従事者一人あたりの年間労働時間が二〇〇〇時間程度
- ③ 経営者の行う農業経営が、南丹市の農業生産の多くを担う農業構造と合致していること

旧町においては、年齢要件や経営面積等の要件を付けていた町もありましたが、南丹市の基本構想では、これらのものは設定していません。
また、認定農業者は、個人経営の農家の場合であっても、家族経営におい

て実質的に共同経営としての役割を担っている場合、配偶者や後継者も認定農業者となれます。（一軒の農家に複数の認定農業者がいることになりません）
なお、主たる農業従事者一人あたりの年間農業所得が四〇〇万円程度に満たない場合でも、計画所得額が二〇〇万円程度以上であれば、南丹市独自の判断での認定がされます。これを「地域認定」といいます。

認定農業者のメリット

認定農業者になった場合のメリットには次のようなものがあります。（地域認定は除く）

- ① 低利の「スーパーL資金」（農地取得も可能な長期資金）や「スーパーS資金」（運転資金）は、認定農業者のみ借りられます。
- ② 農業委員会の行う農地のあっせん事業の対象者は、認定農業者が優先されます。
- ③ 農業者年金の保険料について保険料の国庫助成があります。詳しくは、このページの農業者年金のコナーをご覧ください。

また、支払った保険料は、全額、社会保険料控除の対象となります。
④ 十九年度から始まった品目横断的経営安定対策や農業生産基盤・機械施設整備、経営相談・指導・研修等において、認定農業者に施策を重点化されています。

農業者年金に加入しましょう

《加入条件》

- ① 国民年金第1号被保険者
- ② 60歳未満
- ③ 農業に60日以上従事

《メリット》

- ① 将来の年金受給に必要な原資を積み立てる積み立て方式の「確定拠出型」なので、少子・高齢化に影響されません。
- ② 毎月の保険料は2万円を基準として最高6万7千円まで自由に決められ、しかも所得税の社会保険料控除の対象となります。
- ③ 認定農業者など一定の要件を満たす農業者には、国から最高半額の助成があります。
- ④ 年金は終身年金で、受給者が亡くなるまで給付されます。
しかも、もし80歳になる前に亡くなられた場合は、80歳まで受け取れるはずの年金が、死亡一時金として遺族に支払われます。



農業者年金を受けておられる方は、毎年6月30日までに「現況届」の提出が必要です

農業委員会のうごき

南丹市農業委員会だより 京都府コンクールで 特別賞受賞

南丹市農業委員会だよりが、第十六回京都府農業委員会広報コンクールにおいて「特別賞」(全体の四位)を受賞し、このほど開催された京都府農業会議総会において表彰されました。

合併直後のあわただしい中でも、定期的に発行し、読みやすい紙面づくりに努力したことが評価されたものです。

広報委員会では、農業会議主催の広報研修会などにも積極的に参加するとともにますます自己研鑽に努め、農家との架け橋となるよう今後とも親しみやすい紙面づくりを目指していきます。



▲農業委員会広報研修会での研修風景

認定農業者との意見 交換会を実施しました

南丹市内の認定農業者との意見交換会を開催しました。

これは、品目横断的経営安定対策など「戦後農政の大転換」機を迎える中で、認定農業者をはじめとする農業担い手の意見を伺い、要望を農業施策に反映させていくことを目的として開催したものです。

認定農業者からは、「獣害により、金銭的だけでなく精神的、肉体的なダメージを受ける。抜本的な対策を考えないといけない」など、切実な意見や要望が寄せられました。

これらは、今後「建議」などの形で、国や京都府、南丹市に提案していきます。



全国農業新聞を読みましょう

品目横断的経営安定対策など、農業を取り巻く環境が大きく変わろうとしています。こうした中、情報の先取りがこれからの農業経営を左右するといっても過言ではないですね。



新しい農業・農村・農政の動き、農業経営と経済、暮らしの情報があつて盛りあふれる情報誌、「全国農業新聞」をぜひお読みください。
お申し込みは農業委員会事務局まで。

発行所 全国農業会議所

発行日 毎週金曜日

購読料 月額600円



なんたん

あっちこっち

とにかく広い南丹市。

南丹市のあちらこちらでは、その地域ならではの面白く、楽しい、また興味深い取り組みがされています。

そんな南丹市の、**あっちこっち**のできごとを紹介します。



創意工夫で機械の改良 水菜栽培(八木)



京都府南丹市八木町の山口正治氏(69歳)は、南丹市八木町の特産品である水菜の栽培農家。

平成五年、JRを退職され、本格的に農業経営を開始。八木町特産品の水菜施設栽培に取り組みられています。

実家が自転車販売店であったことから機械いじりが好きで、ビニールシートの巻取り機や散水チューブの敷設機、ハウス内作業車、播種機の改良など、独創的な農機具改良に意欲的に取り組まれています。

「しんどい農作業の中で、一人でも簡単に作業ができるように」との考えから取り組まれており、簡単なものながらも、農家にとっては大助かりの「大発明」ばかりです。



(取材・吉見徳寛委員)



自立型のふるさとづくり 美山町「花水木」グループ

「地元の農産物を使わなければ農産加工じゃない!」という基本理念から、地元農家が丹精こめて作った野菜を大事に使おうと、余剰が生じる夏場の野菜を有効活用し、「三色おやき」を製造。おからも、美山で作られる「湯葉」の製造過程で発生するものを使用されています。

また、ふるさとの美しい景観である「菜の花」栽培の推進と地域活性化を目的に、「菜の花プロジェクト」にも取り組んでおられます。



※左から、あずき、おから切り干しダイコン

菜の花の夕ネを配布して栽培してもらい景観形成に役立てるとともに、採取した菜種油を利用した商品を地元で製造し、広く販売。売上金の一部を「なたね基金」として地域の活性化に活動に有効利用されています。

(取材・寺井憲治委員)

編集後記

自分たちの農地は 自分たちで守ろう

子供のころより、先人たちからよく教えてもらった言葉です。

何年、何十年たっても、また、これからも、語り継がれなくてはならない、大切な言葉だと思っています。

時代の変化とともに、目まぐるしく変わる農業施策も、基本はこの言葉にあるような気がします。

近年、女性の皆さんが、収穫した農産物で加工食品の特産化にがんばっておられる姿や、相談に来られる方の目の輝きに教えてもらっています。

(梅津義明委員)



▲大野農産加工グループ
平成16年9月結成。15人。
大野振興会駐車場前で、毎週水曜日に「水曜日市」を開催。
加工品(うぐいす餅・大野焼き等)をはじめ地元の農産物を販売されています。